

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	武蔵丘陵森林公園 広瀬線
供用開始の区間	熊谷市御正新田字北内手二九五番二地先から 同市樋春字宮前二四三番一地先まで
供用開始の期日	令和五年十二月十九日
備考	令和四年十一月一日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二六八・二四メートル